

## 2 生活環境の保全

## 2 生活環境の保全

### 2 - 1 大気環境

大気汚染とは、固定発生源である工場等から排出されるばい煙や移動発生源である自動車等の排ガスに含まれる硫黄酸化物、一酸化炭素、窒素酸化物等の大気汚染物質より大気が汚染されることをいいます。

この対策として、「大気汚染防止法」の制定(昭和43年)や大気環境基準の設定(昭和44年より)により大気汚染物質の排出を規制した結果、硫黄酸化物や一酸化炭素による汚染は大幅に改善されました。

しかし、自動車の増加等による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による汚染は、現在も大きな課題となっています。

本市では、市内の大気汚染の現況を把握するために「一般環境大気」と「沿道環境」の調査を実施しています。

図2-1-1に調査地点を示しました。

表2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

#### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(1) 一般環境大気調査

一般環境の大気汚染状況を把握するため、市内 8 地点（図 2 - 1 - 1）を設定し、年 4 回（表 2 - 1 - 2）二酸化窒素等について調査を行っています。

一般環境大気調査では、公定法による測定ではないため、直接環境基準と比較することはできませんが、二酸化窒素濃度は「0.012ppm～0.027ppm」となっており、環境基準を下回る結果となりました。

また、簡易測定器の調査と併せ、1 地点（大井総合福祉センター）で自動計測器による調査も行っています。

自動計測器による調査結果でも二酸化窒素濃度の 1 日平均値は「0.007ppm～0.036ppm」、浮遊粒子状物質の 1 日平均値は「0.005mg/m<sup>3</sup>～0.049mg/m<sup>3</sup>」、1 時間最大値は「0.072mg/m<sup>3</sup>」と環境基準を下回る結果となりました。

表 2 - 1 - 4 に簡易測定器による地点別調査結果を、表 2 - 1 - 5 に自動測定器による季節別調査結果については、埼玉県が設置している一般環境大気局の内、本市から近距離に設置されている「富士見局」のデータも併せて示しました。

表 2 - 1 - 2 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
一般環境大気 調査	簡易測定器 (フィルターバッジ)	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	春期：平成 20 年 6 月 24 日(火)～7 月 1 日(火) 夏期：平成 20 年 8 月 20 日(水)～8 月 27 日(水) 秋期：平成 20 年 11 月 7 日(金)～11 月 14 日(金) 冬期：平成 21 年 2 月 3 日(火)～2 月 10 日(火)
	自動測定器	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	春期：平成 20 年 6 月 24 日(火)～7 月 1 日(火) 夏期：平成 20 年 8 月 20 日(水)～8 月 27 日(水) 秋期：平成 20 年 11 月 7 日(金)～11 月 14 日(金) 冬期：平成 21 年 2 月 3 日(火)～2 月 10 日(火)

(2) 沿道大気調査

沿道環境の大気汚染状況を把握するため、市内 1 地点（国道 254 号線沿い鶴ヶ岡 2 丁目）を年 2 回（表 2 - 1 - 3）二酸化窒素等について調査を行っています。

今回の調査では、二酸化窒素の 1 日平均値は「0.017ppm～0.023ppm」の範囲内で、浮遊粒子状物質の 1 日平均値は「0.010mg/m<sup>3</sup>～0.023mg/m<sup>3</sup>」、1 時間最大値は「0.043mg/m<sup>3</sup>」の範囲となり、本調査の結果では全て環境基準を下回る結果となりました。

また表 2 - 1 - 6 に季節別調査結果について、川越市が設置している自動車排出ガス測定局の内、本市から近距離に設置されている「川越市仙波局」のデータも併せて示しました。

表 2 - 1 - 3 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
沿道大気調査	自動測定器	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 浮遊粒子状物質(SPM)等	夏期：平成 20 年 8 月 20 日(水)～8 月 22 日(金) 秋期：平成 20 年 11 月 11 日(火)～11 月 13 日(水)

図 2 - 1 - 1 調査地点図

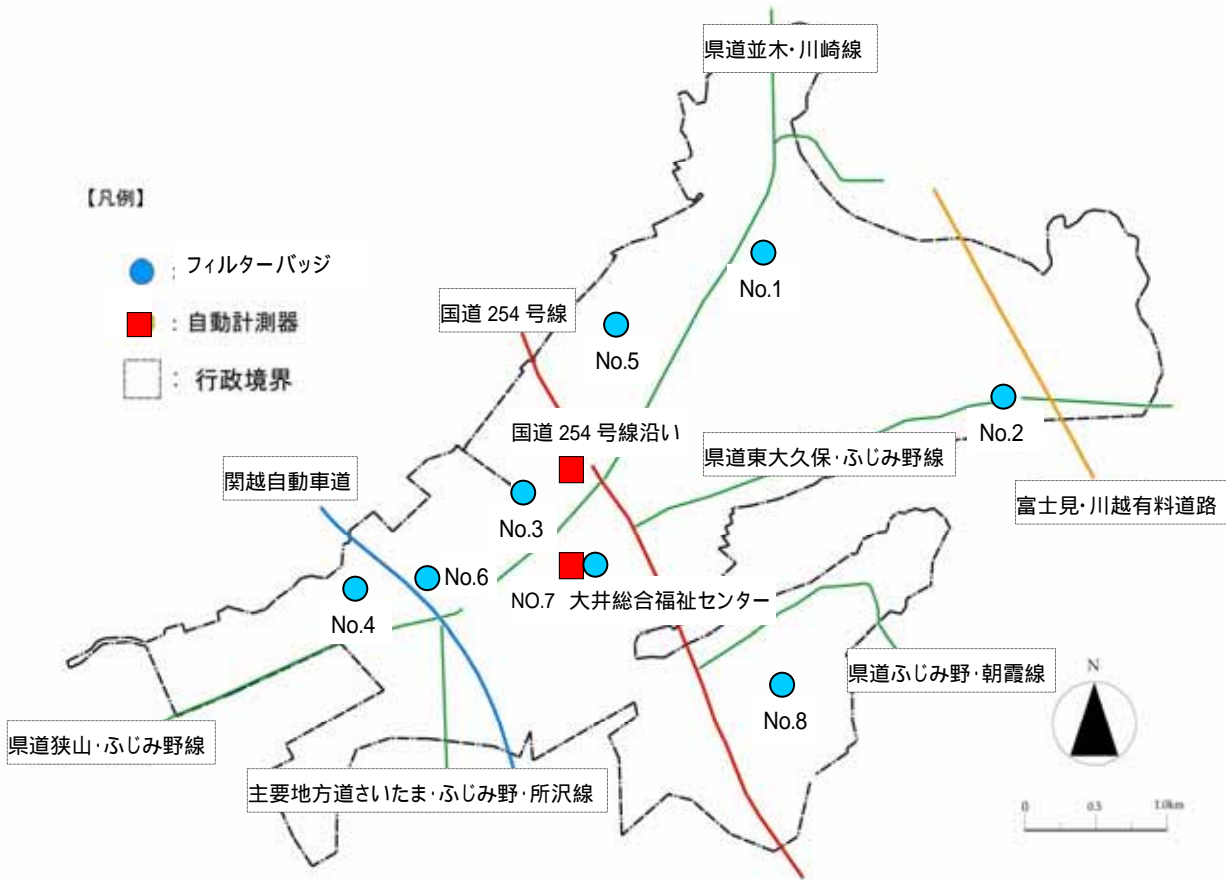


表 2 - 1 - 4 地点別調査結果（一般環境大気調査）

調査地点		二酸化窒素 (ppm)		
		地点平均値	地点最大値	地点最小値
No.1	ふじみ野市役所	0.020	0.023	0.016
No.2	さぎの森小学校	0.018	0.021	0.014
No.3	野外活動広場	0.017	0.020	0.012
No.4	三角小学校	0.019	0.021	0.016
No.5	西中央公園	0.017	0.021	0.015
No.6	JAいるま野農業協同組合	0.024	0.027	0.021
No.7	大井総合福祉センター	0.018	0.020	0.016
No.8	東原小学校	0.018	0.020	0.015

表 2 - 1 - 5 季節別調査結果（一般環境大気調査）

調査地点	春期		夏期		秋期		冬期	
	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) (ppm)	0.026	0.024	0.018	0.019	0.023	0.018	0.036	0.033
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m <sup>3</sup> )	0.020	0.019	0.025	0.021	0.027	0.029	0.049	0.052

表 2 - 1 - 6 季節別調査結果（沿道大気調査）

調査地点	夏期		秋期	
	1日平均 最大値	(参考) 川越市 仙波局	1日平均 最大値	(参考) 川越市 仙波局
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) (ppm)	0.021	0.034	0.023	0.025
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.037	0.015	0.022

### (3) 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の光（紫外線）があたることにより化学反応を起こし、光化学オキシダントが発生します。発生時には、目や喉の粘膜に刺激を与え、のどに痛みを感じたり目がチカチカしたりすることがあります。

そのような被害を未然に防ぐために、埼玉県南部西部地区に注意報が発令されると、本市では小・中学校、保育所等へ連絡をするとともに、防災無線を使用して市民に注意を呼びかけています。

平成 20 年度の埼玉県南西部地区の注意報の発令日数は、前年度より 13 日少ない 8 日でした。また、前年に引き続き警報の発令はありませんでした。

表 2 - 1 - 7 に月別注意報発令日数を示しました。

表 2 - 1 - 7 月別注意報発令日数

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	県南西部 地区計	埼玉県内
平成 18 年度	0	0	3	2	7	0	12	16
平成 19 年度	0	2	4	4	10	1	21	32
平成 20 年度	0	1	1	5	1	0	8	18

光化学スモッグ注意報・警報発令基準

注意報：光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

警 報：光化学オキシダント濃度が 0.20ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

光化学スモッグ注意報が発令された場合は健康被害にあわないために、

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう

(4)石綿(アスベスト)

建物の、解体工事等を実施する際は、石綿の有無についての確認が法律で義務付けられています。0.1%以上石綿が含有されている場合、大気汚染防止法等関係する各法令により届出や解体時の飛散防止策、従事者の安全管理などが定められています。これらの指導は、埼玉県環境管理事務所が管轄していますが、工事周辺地域住民から市に相談が寄せられる場合もあることから、埼玉県と連携して立ち入り調査への同行、現場把握などに努めています。また、石綿含有建材を使用している建物の解体作業等については、「大気汚染防止法」により調査、届出等が義務づけられています。

2 - 2 水質汚濁

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

以前は、工場等からの排水が主な汚濁原因となっていました。水質汚濁防止法による規制や下水道の整備等により大きく改善されました。

河川等は、自らの汚れをきれいにする働きを持っていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

本市では、市内の河川等の水質汚濁の現況を把握するために「河川等水質調査」を実施しています。

図 2 - 2 - 1 に調査地点図、表 2 - 2 - 3 に調査項目を示しました。

表 2 - 2 - 1 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目））

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級	6.5 以上	1mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN/ 100ml 以下
	自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
A	水道2級	6.5 以上	2mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN/ 100ml 以下
	水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
B	水道3級	6.5 以上	3mg/l	25mg/l	5mg/l	5,000MPN/ 100ml 以下
	水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
C	水産3級	6.5 以上	5mg/l	50mg/l	5mg/l	-
	工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2級	6.0 以上	8mg/l	100mg/l	2mg/l	-
	農業用水 及びEの欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
E	工業用水3級	6.0 以上	10mg/l	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/l	-
	環境保全	8.5 以下	以下		以上	

(備考) 1:基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)

表 2 - 2 - 2 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと 0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.05mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
ヒ素	0.0005mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	0.02mg/l 以下	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.002mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.004mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.02mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		ほう素	1mg/l 以下

図 2 - 2 - 1 調査地点図

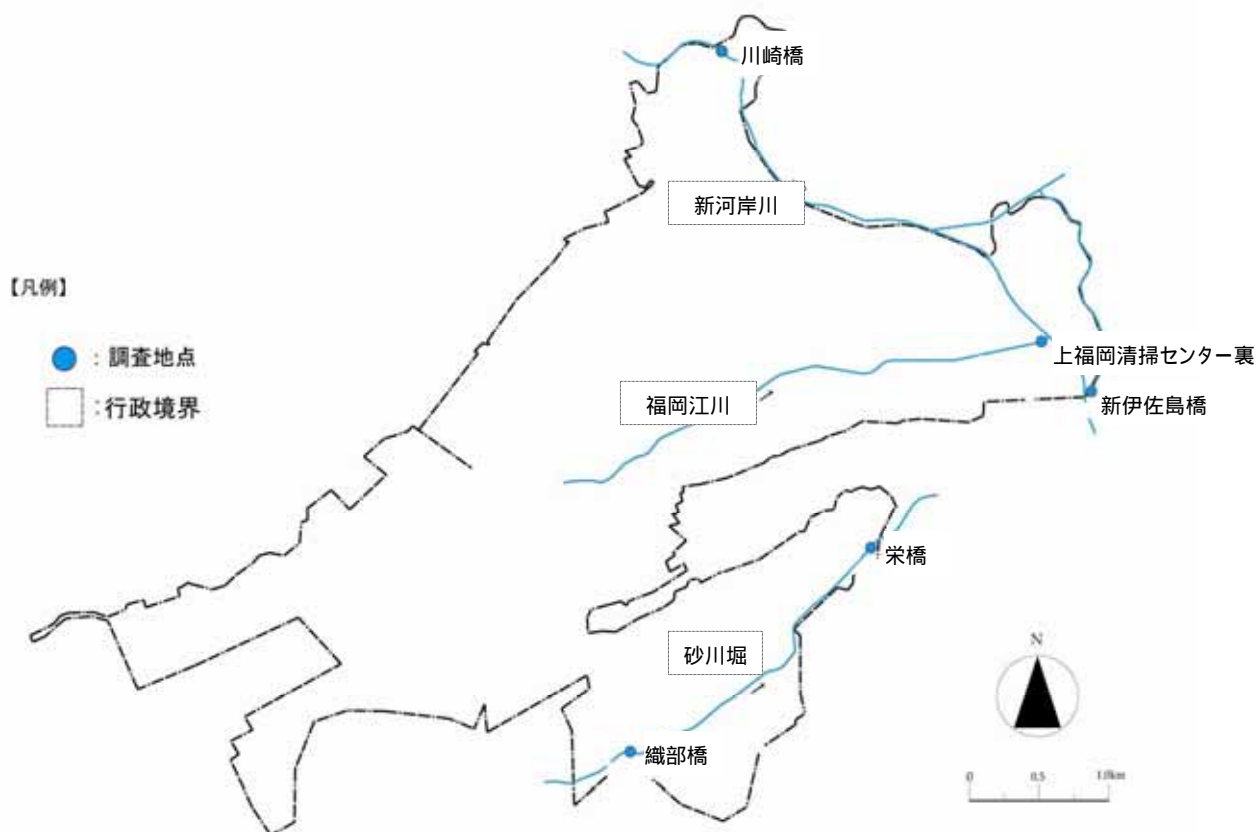




表 2 - 2 - 3 調査項目

調査項目	調査期日		平成 20 年 9 月 4 日			平成 20 年 11 月 5 日			平成 21 年 2 月 5 日						
	調査地点		新河岸川	福岡江川	砂川堀	新河岸川	福岡江川	砂川堀	新河岸川	福岡江川	砂川堀				
	川崎橋	新伊佐島橋	上福岡清掃センター裏	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	上福岡清掃センター裏	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	上福岡清掃センター裏	織部橋	栄橋
水素イオン濃度(pH)															
生物化学的酸素要求量(BOD)															
浮遊物質量(SS)															
溶存酸素量(DO)															
大腸菌群数															
ノルマルヘキサン抽出物質含有量															
全窒素(T-N)															
全リン(T-P)															
アンモニア性窒素															
陰イオン界面活性剤(MBAS)															

( 1 ) 河川等水質調査

市内を流れる新河岸川、公共下水道福岡江川雨水幹線、公共下水道砂川堀雨水幹線における水質汚濁の状況を調査しています。調査項目は環境基準に定められた項目や富栄養化に影響のある項目（全窒素、全リン）などについて年 3 回調査をしています。

新河岸川は、環境基準の D 類型に指定されていますが、福岡江川は公共下水道、砂川堀は公共下水道雨水幹線のため類型指定はありません。しかしながら福岡江川及び砂川堀についても下流域で新河岸川に流入していることから、この D 類型を用いて各項目の基準値との比較を行っています。

各調査結果を環境基準（生活環境項目）と照らし合わせてみると BOD の項目を除き、全ての項目について環境基準値を下回っていました。

BOD が環境基準を超過した内容については、砂川堀上流地点（三芳町境）の「織部橋」2 月調査時の 10mg/l、となっていますが、今年 3 回調査の平均値は 6.0mg/l と現時点で水質が著しく悪化しているといえるものではありません。

しかし、更なる水質改善にあたっては、広域的な流域をもつ砂川堀雨水幹線に接続されている事業所や家庭の浄化槽の保守点検または、単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えなど水質改善に向けた普及啓発が必要です。そのためには、荒川右岸下水道事務所や

流域自治体との広域的な取り組みが必要です。

図 2 - 2 - 2 に地点別 BOD 年度平均値経年変化、表 2 - 2 - 4 に地点別調査結果及び環境基準等との比較を示しました。

図 2 - 2 - 2 地点別 BOD 年度平均値経年変化

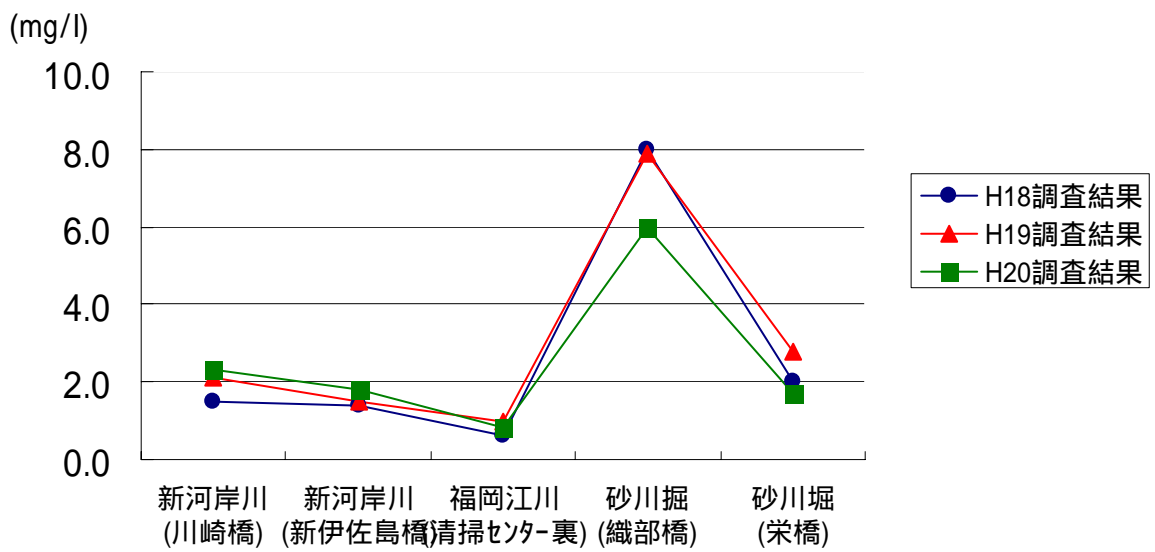


表 2 - 2 - 4 地点別調査結果及び環境基準等との比較（平成 20 年度調査結果）

地点		項目	単位	濃度範囲	環境基準	適否
新河岸川	川崎橋	水素イオン濃度	-	6.8 ~ 7.0	6.0 ~ 8.5	
		生物化学的酸素要求量	mg/l	0.7 ~ 4.6	8 以下	
		浮遊物質		3 ~ 43	100 以下	
		溶存酸素		6.9 ~ 7.8	2 以上	
	新伊佐島橋	水素イオン濃度		-	6.9 ~ 7.0	6.0 ~ 8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	1.2 ~ 2.9	8 以下	
		浮遊物質		3 ~ 16	100 以下	
		溶存酸素		6.1 ~ 7.7	2 以上	
福岡江川	上福岡清掃センター	水素イオン濃度		-	6.6 ~ 6.8	6.0 ~ 8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	0.5 ~ 1.1	8 以下	
		浮遊物質		<1 ~ 1	100 以下	
		溶存酸素		8.8 ~ 9.2	2 以上	
砂川堀	織部橋	水素イオン濃度		-	7.3 ~ 7.6	6.0 ~ 8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	2.9 ~ 10	8 以下	
		浮遊物質		1 ~ 13	100 以下	
		溶存酸素		7.7 ~ 9.2	2 以上	
	栄橋	水素イオン濃度		-	6.8 ~ 6.9	6.0 ~ 8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	1.2 ~ 2.4	8 以下	
		浮遊物質		<1 ~ 4	100 以下	
		溶存酸素		8.6 ~ 10	2 以上	

環境基準について、総水銀は「人の健康の保護に関する基準(年間平均値)」、それ以外は「生活環境の保全に関する基準：D類型(日間平均値)」を示す。なお、クロロホルムは「水質要監視項目」の指針値。

適否の欄は環境基準との比較 記号「○」は満足、記号「×」は超過を含む。

## 2 - 3 騒音・振動

騒音規制法・振動規制法では、金属加工機械など著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設、特定施設を設置する工場等を特定工場等として規制するとともに、法で定められた特定施設に加えて、埼玉県生活環境保全条例により指定騒音施設、指定振動施設及び指定騒音作業を定め、騒音・振動の規制を行っています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、建設作業に伴う著しい騒音・振動を発生する作業や、夜間にカラオケを使用する飲食店営業からの騒音、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合の騒音についても規制がされています。

### 騒音の目安

90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声

### 振動の目安

80 デシベル	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70 デシベル	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
60 デシベル	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
50 デシベル	人体に感じないで地震計に記録される程度
40 デシベル	

表 2 - 3 - 1 騒音に係る環境基準

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6 時 ~ 22 時)	夜 間 (22 時 ~ 6 時)
A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 2 種低層住居専用地域		
第 1 種中高層住居専用地域			
第 2 種中高層住居専用地域			
B 地域	第 1 種住居地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

表 2 - 3 - 2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2 - 3 - 3 幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた室内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

表 2 - 3 - 4 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることもできるとなっている。

区域の種類 a 地域・・・(1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域。

(2)安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る。)、狭山近郊緑地保全区域及び狭山近郊緑地保全区域及び平林寺近郊緑地保全区域。

b 区域・・・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めていない地域(a区域の項の(2)を除く。)

c 区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 2 - 3 - 5 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	第 1 種、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種、第 2 種住居地域、準工業地域、 用途地域の定めのない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について要請することができるとなっている。

(1) 法令に基づく届出受理件数

本市では、「騒音規制法」「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例(騒音振動に係る一部)」に基づき、特定施設の設置や特定建設作業の実施、カラオケが設置された飲食店等による深夜営業等を行う場合の届出の際に、規制基準を遵守するよう指導を行っています。

また、必要に応じて測定を行い、基準が守られていない場合には改善指導を行います。平成 20 年度の届出受理件数は、表 2 - 3 - 6 のとおりです。

表 2 - 3 - 6 届出受理件数

騒音に関する届出		42
内 訳	特定(指定)施設の設置	2
	特定施設数等の変更届	1
	特定建設作業実施届	17
	深夜営業騒音届	22
振動に関する届出		15
内 訳	特定(指定)施設の設置	2
	特定施設数等の変更届	2
	特定建設作業実施届	11
公害防止組織に関する届出		4
その他(氏名変更届等)届出		1

## (2) 道路交通騒音・振動の状況

ふじみ野市内における主要幹線道路の騒音、振動及び交通量の現状を把握するため、市内4地点を設定し年1回(平成20年11月11日(火)10時から11月12日(水)10時までの24時間)調査を実施しました。

道路交通騒音の調査結果を環境基準と比較してみると、調査地点No.1は昼間、夜間ともに下回っており、地点No.2、No.4は昼間、夜間ともに上回っており、地点No.3は昼間、夜間ともに下回っていました。

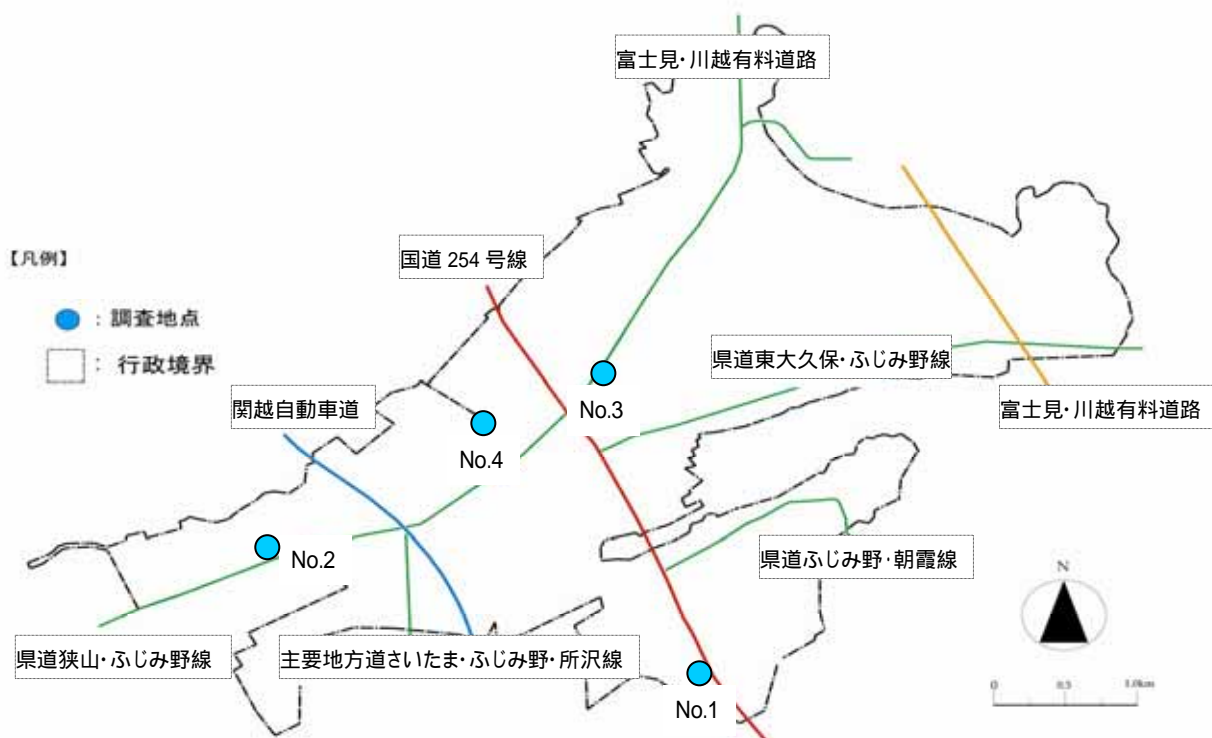
要請限度と比較すると、地点No.1、No.2は昼間、夜間ともに下回っており、地点No.3、No.4は昼間の時間帯平均値は下回っていましたが、夜間は上回っていました。

今回の調査結果で環境基準等を超過した理由としては、測定地点である道路敷地境界と車道との位置が近いことや朝方の大型車通過台数が多いことなどが考えられます。

道路交通振動の調査結果を要請限度と比較してみると、全ての調査地点で要請限度を下回っていた。

図2-3-1に調査項目及び地点図、表2-3-7に、地点別調査結果(騒音)、表2-3-8に地点別調査結果(振動)を示しました。

図2-3-1 調査項目及び地点図



調査地点	項目	対象道路	用途地域
No.1	大井 1070 付近	国道 254 号線	無指定地域
No.2	亀久保 1696-18 付近	県道狭山・ふじみ野線	無指定地域
No.3	上福岡 4-4-2 付近	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線	近隣商業地域
No.4	鶴ヶ岡 1-12-1 付近	大塚街道(市道 2-35 号線)	第一種低層住居専用地域

表 2 - 3 - 7 ( 1 ) 地点別調査結果 (騒音)

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (6時～22時)	適否	夜間 (22時～6時)	適否
No.1	国道 254 号線		68		68	×
No.2	県道狭山・ふじみ野線		73	×	70	×
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線		71	×	72	×
環境基準(特例値) 項目上段			70		65	
要請限度(特例値) 項目下段			75		70	

No.1 は国道、No.2,3 は県道に面していることから環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に近接する空間」の特例値を適用させた。

適否の欄は上段が環境基準との比較で下段が要請限度との比較

「 」は満足、「×」は超過

表 2 - 3 - 7 ( 2 ) 地点別調査結果 (騒音)

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (6時～22時)	適否	夜間 (22時～6時)	適否
No.4	大塚街道(市道 2-35 号線)		61	×	56	×
環境基準(A地域の一般地域)			55		45	
環境基準(A地域のうち2車線以上の道路に面する地域)			60		55	
要請限度(a区域の1車線の道路に面する区域)			65		55	

No.4 は第1種低層住居専用地域で1車線の市道に面しているため、環境基準はA地域、要請限度はa区域が該当する。なお、A地域には1車線道路に面する地域の環境基準はないため、一般地域の環境基準との比較を実施した。なお、参考までに2車線道路に面する地域の環境基準との比較を実施する。また、要請限度はa区域の1車線の道路に面する区域の基準との比較を実施した。

適否の欄は上段が一般地域の環境基準との比較、中段が道路に面する地域の環境基準、下段が要請限度との比較。

「 」は満足、「×」は超過



表 2 - 3 - 8 地点別調査結果（振動）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (8時～19時)	適否	夜間 (19時～8時)	適否
No.1	国道 254 号線		42		41	
No.2	県道狭山・ふじみ野線		48		38	
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線		50		51	
No.4	大塚街道(市道 2-35 号線)		42		32	
要請限度(第 2 種区域)			65(70)		60(65)	

要請限度は、No.1、2 が無指定地域のため第 1 種区域、No.3 が近隣商業地域のため第 2 種区域、No.4 が第一種低層住居専用地域のため第 1 種区域の基準値を適用。

適否の欄「○」は満足、「×」は超過

## 2 - 4 悪臭

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。一般的に悪臭は感覚公害とも言われています。従来、悪臭苦情の多くは、畜産農業や製造工場から発生していましたが、最近は、飲食店などサービス業から発生する様々な臭気が混合した複合臭による悪臭が増加し、従来の特定悪臭物質（アンモニアや硫化水素など 22 物質）の濃度を規制する方法では対応が困難な状況が生じています。

そのような現状から、埼玉県では従来、悪臭防止法の特定悪臭物質の濃度規制および生活環境保全条例による規制を行ってききましたが、平成 18 年 10 月 1 日から、人間の嗅覚に基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制を加える法改正を行いました。

ふじみ野市においても、平成 19 年 4 月 1 日から、臭気指数規制地域となっています。

悪臭防止法		
特定悪臭物質濃度規制	アンモニアなど特定 22 の悪臭物質の濃度が法律で定められた規制基準値を超えるかどうかで判断する。	
臭気指数規制	臭いについて、資格をもった臭気判定士が決められた手法で指数値を算出し、規制値を超えるかどうかで判断する。	
	規制基準	基準値
1号規制 (敷地境界線による 規制基準)	A 区域	臭気指数 15
	B 区域	臭気指数 18
	C 区域	臭気指数 18
2号規制 (煙突等の排出口 における規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。	
3号規制 (排出水中の規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。	
区域区分	A 区域(B,C 区域以外の区域) B 区域(農業振興地域) C 区域(工業地域・工場専用地域)	
埼玉県生活環境保全条例		
規制対象業種(塗装工事業など 13 種)の臭気濃度について、敷地境界線及び気体排出口をそれぞれ3つの区域区分により規制している。		
区域区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記以外の区域</li> <li>・近隣商業地域、商業地域、準工業地域</li> <li>・工業地域、工業専用地域</li> </ul>	

## 2 - 5 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じます。一旦沈下した地盤は再びもとに戻ることはありません。そこで、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」により地下水の採取が規制されています。

埼玉県では、被害が生じるおそれのある地盤の変動量として年間 20mm 以上を目安とし、毎年測量調査を実施しています。

現在、本市には 6 つの調査地点があり、それぞれの調査結果をみると過去 5 年間（平成 16 年 1 月 1 日～平成 21 年 1 月 1 日）の最大変動量は -13mm であり、1 年間（平成 20 年 1 月 1 日～平成 21 年 1 月 1 日）の平均変動量は 3mm となりました。

本市が含まれる西部地域は、過去、年間最大沈下量が 272mm を記録した所沢市も昭和 49 年 7 月から上水道用に県水が供給されて以来、沈下量は年々減少し、沈静化傾向が続いています。平成 21 年 1 月 1 日調査時点この地域の 1 年間の平均変動量は 4mm、最大沈下量は狭山市の 4mm となりました。

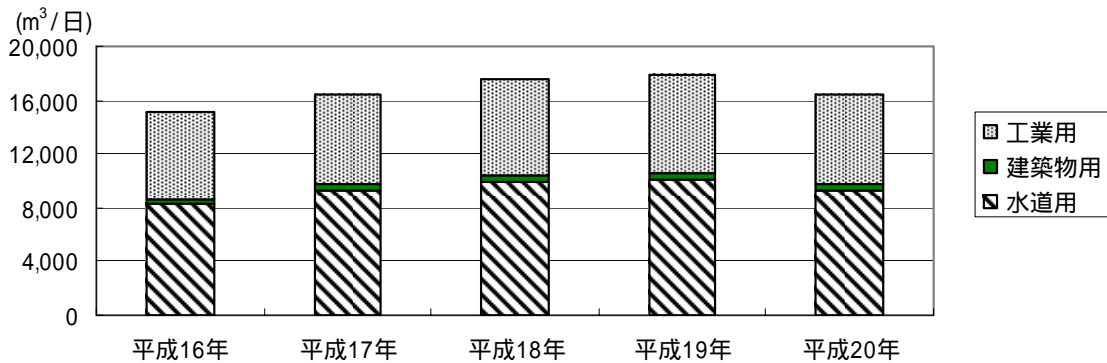
表 2 - 5 - 1 に水準測量成果表、図 2 - 5 - 1 に本市域地下水採水量の推移を示しました。

表 2 - 5 - 1 水準測量成果表

基標番号	所在地	調査開始年月日	年別変動量 H20.1.1～ H21.1.1 (mm)	過去 5 年間の 変動量 H16.1.1～ H21.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	備考
上福岡 BM1	西小学校	S56.1.1	+2	-13	-333	
03-02	県立福岡高等学校 北西側門前	H17.1.1	-2		-18	平成 16 年度 新設
2,786	大井小学校歩道橋前	S48.1.1	+3	-5	-466	国設置
大井 BM1	神明神社境内	S48.1.1	+3	-13	-628	
60-01	浄水場管理事務所内	S61.1.1	+5	-7	-123	
大井 BM3	(株)渋谷製作所内	H17.1.1	+5		-9	

(出典:平成 20 年度埼玉県地盤沈下調査報告書)

図 2 - 5 - 1 ふじみ野市域地下水採水量の推移



## 2 - 6 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」や「埼玉県生活環境保全条例」では、カドミウム、シアン、鉛等特定有害物質（25 物質）を使用する事業所等が廃止された場合には、土壌調査を実施することや土壌汚染が確認された場合には必要な措置を講じることが定められています。

「土壌汚染対策法」では、調査により汚染が確認された土地を都道府県知事が指定し、公示するなどが定められ、「埼玉県生活環境保全条例」では事業所の廃止などに伴う調査のほかに 3,000m<sup>2</sup> 以上の造成などによる土地改変などを行う場合には、土地履歴調査の実施が定められ、土壌汚染が認められる場合には、汚染拡散防止措置等を講じる必要があると規定されています。

## 2 - 7 化学物質等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）は、人の健康や動植物に有害となるおそれのある化学物質について、事業者が環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物等に伴う事業者外への移動量の把握に関する措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の 2 つに区分されています。

このうち、P R T R 制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」の 354 物質です。業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられます。

### (1) ダイオキシン類の状況

本市では、大気中のダイオキシン類等による環境汚染状況を把握するため、大気を 4 地点で年 2 回、土壌は 6 地点で年 1 回、調査を実施しました。

平成 20 年度の調査結果については、表 2 - 7 - 2 大気、土壌調査結果のとおり、全て

の地点で環境基準を下回っていました。

また、各年度実施しているダイオキシン類状況の調査結果について経年変化をみるために年平均値を捉え、大気調査結果については、表2-7-3、土壌調査結果については、表2-7-4に示しました。

表2-7-1 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表2-7-2 大気、土壌調査結果

調査地点	大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )			土壌 (pg-TEQ/g)
	平成20年 8月	平成21年 2月	平均値	平成21年 2月
ふじみ野市役所	0.043	0.043	0.043	-
東原小学校	0.032	0.041	0.046	-
(財)運動公園施設	0.034	0.058	0.046	24
大井総合体育館	0.052	0.13	0.091	40
葦原中学校	-	-	-	0.18
上野台小学校	-	-	-	4.6
亀久保小学校	-	-	-	3.0
西原小学校	-	-	-	2.3

表 2 - 7 - 3 大気調査経年変化

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ふじみ野市役所	0.063	0.30	0.058	0.063	0.043
(財)運動公園施設	0.064	0.043	0.061	0.062	0.046
東原小学校	0.056	0.049	0.049	0.050	0.037
三角小学校	0.054	0.051	0.051	0.061	-
大井総合体育館	0.080	0.053	0.056	0.073	0.091

表 2 - 7 - 4 土壌調査経年変化

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
東原小学校	2.1	2.1	1.8	0.96	-
三角小学校	9.4	9.4	0.16	1.3	-
大井総合体育館	16	16	3.5	22	40
西小学校	2.6	2.9	1.5	2.8	-
駒西小学校	0.69	0.68	2.1	1.6	-
福岡小学校	2.4	2.2	4.8	3.2	-
(財)運動公園施設	-	-	-	-	24
葦原中学校	-	-	-	-	0.18
上野台小学校	-	-	-	-	4.6
亀久保小学校	-	-	-	-	3.0
西原小学校	-	-	-	-	2.3

## 2 - 8 地域の環境衛生

### (1) 空き地の環境保全

ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 117 号）に基づき、住宅地などの空き地に繁茂した雑草により火災や犯罪の発生、ごみの不法投棄など非衛生の状態になることを未然に防止するため、土地の所有者に対して適正な維持管理を指導・助言を行っています。平成 20 年度空き地の不適正管理による苦情相談は 45 件あり、随時現地調査後所有者に対し指導を行っています。

また、空き家の不良状態に対する苦情件数も増加していますが、行政が関与できる条例等の根拠がないため民事的な解決が求められています。

### (2) 地域環境美化自主活動支援制度

地域環境美化自主活動支援事業実施要綱（平成 17 年 10 月 1 日告示第 148 号）に基づき、自治会等の団体が市内の公道や公園等公共の場所において自主的に行うごみ回収活動を市へ申請することにより、市は回収ごみの運搬支援やごみ袋の配布などの支援を行っています。地域住民による地域の環境美化活動として、年間を通して実施されています。

表 2 - 8 - 1 地域環境美化自主活動実績

年度	実施団体数(のべ)	参加人数(人)	ごみ回収量(kg)
平成 18 年度	41	4,378	6,550
平成 19 年度	64	6,502	9,790
平成 20 年度	77	6,280	10,040

### (3) 地域クリーン推進員制度

平成 10 年度旧大井町で地域環境美化の推進を目的に制度化されました。

平成 19 年度地域環境保全及びごみ減量化の推進を目的に「ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱」を制定し、ふじみ野市全域の自治会・町会・町内会から 2 名、任期 2 年の委嘱を行っています。活動内容は、地域環境美化自主活動の実施、地域のごみ集積所やごみの分別、不法投棄などの点検を行い、その結果を巡回報告書で市に報告するなど地域の環境保全活動の推進を担っています。

#### 地域クリーン推進員の状況

平成 20 年度 地域クリーン推進員選出数	54 団体	( 105 人 )
(内訳) ・上福岡地区自治会・町内会	53 名	
・大井地区町会	52 名	

### (4) 犬の登録及び狂犬病の予防

狂犬病は、日本においては昭和 26 年以降発症した事例はありませんが、世界的には蔓延しており海外渡航へ犬を同行させる場合は、狂犬病予防注射と共にマイクロチップの義務付けがされています。ペットとしての犬の飼育は増加しており、市では、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付事務を行うなかで登録や注射接種率の向上を図っています。

また、犬の飼い方をめぐるトラブル（犬の鳴き声、糞の置去り等）も増加しており、飼い主としてのマナーや責任が問われています。

#### 所沢保健所管内狂犬病予防協会

狂犬病予防法及び埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき普及・啓発事業を展開するため、埼玉県所沢保健所、埼玉県獣医師会所沢東部班、富士見市、ふじみ野市、三芳町により組織されています。

#### 実施事業

- ・集合狂犬病予防注射(2 市 1 町で 3,097 頭) 平成 20 年 4 月 11 日～25 日
- ・犬の飼い方しつけ方教室(50 名参加) 平成 21 年 1 月 24 日

表 2 - 8 - 2 飼い犬の登録、狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	接種率(%)
平成 18 年度	4,113	3,041	73.9
平成 19 年度	4,234	3,108	73.4
平成 20 年度	4,416	3,044	68.9

#### (5) 墓地等の設置及び管理

合併以前の旧市町において平成 13 年度、埼玉県墓地等の経営等の許可事務に係る埼玉県からの権限委譲を受け、合併後は「ふじみ野市墓地等の設置及び管理に関する条例」を制定（平成 17 年 10 月 1 日条例第 114 号）しました。

「墓地、埋葬等に関する法律」では、墓地等の管理及び埋葬等は 国民の宗教感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるべきとされており、本市における墓地経営の許可をはじめとする墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、地域的特性等の考慮、経営主体の基準（宗教法人等の要件）、設置場所の基準（住宅地等からの距離等）、施設の基準（緑地帯、障壁等、緑地帯その他付帯設備）及び経営者の責務（管理運営等）を定め、指導を行っています。

表 2 - 8 - 3 市内の墓地状況

設置形態	箇所数
寺院墓地	5
霊園墓地	1
旧字等地域共同墓地	49
個人墓地	24

#### (6) 市民葬祭制度

旧上福岡市において「上福岡市葬祭用具の飾り付け事業委託に関する取扱要綱」（平成 5 年上福岡市告示第 13 号）により、実施されていた制度を合併に伴い新たに「ふじみ野市市民葬祭制度」（平成 17 年 10 月告示第 10 号）として制定しました。

市民葬祭制度は、市民が葬儀を行うにあたり、市が指定する指定葬祭業者が市が定めた葬祭料金で行う葬儀をいいます。

お棺、霊柩車、火葬などの標準葬祭用具（仏式）と費用（168,000 円）を定め、市民の葬儀に係る費用の明瞭化と軽減を図ることで、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

表 2 - 8 - 4 市民葬祭件数及び指定葬祭業者

年 度	件 数	指定葬祭業者(平成 20 年度)
平成 18 年度	109	(株)埼玉金周、(有)すがい祭典、(有)上福岡葬祭
平成 19 年度	97	(株)いるまのサービス、(株)東上セレモサービス
平成 20 年度	99	(株)福祉葬祭、(株)メモリード、(株)埼玉冠婚葬祭センター